

〔論 文〕

自由・平等とケイパビリティ

——アマルティア・センの倫理思想——

牧 野 廣 義

はじめに

アマルティア・セン (Amartya Sen, 1933-) ¹⁾ は、厚生経済学の分野で重要な業績をつくり出すとともに、経済学を倫理学に結びつける研究を行った。センの業績は多岐にわたる。個人の福祉を実現する社会的決定を研究する厚生経済学では、社会的選択理論が重要なテーマとなる。センはこの分野で、先輩のケネス・アロー (1921-) の業績を受け継ぎながら、彼自身が重要な発見を行った。それは、個人の自由な選択を認める「リベラリズム」と、全員一致の選好を社会的決定とする「パレート原理」とは、両立しないという「リベラル・パラドックス」の発見である。そして彼はその解決も探求した。

また、センは、貧困や不平等の経済学を論じた。ジョン・ロールズ (1921-2002) は、『正義論』 (1971) ²⁾ において、功利主義が快樂の増大を基準として「最大多数の最大幸福」を論じるだけでは、少数者の権利は保障されないと批判した。そしてロールズは「社会的基本財」 (権利, 自由, 機会, 所得, 富, 自尊心の基礎) を公正に分配する正義の原理を論じた。しかし、これに対して、センは、この場合も個人の多様性が考慮に入れられておらず、これだけで平等を論じることは不十分であると批判した。センは、各個人にとって、栄養が取れる, 教育を受けられる, 社会的活動に参加できる, などの実行可能な「機能」 (functioning) の集合である「ケイパビリティ」 (capability) が重要であると主張する。こうしてセンは、「ケイ

パビリティ・アプローチ」によって、福祉, 平等, 貧困, 開発の問題などを幅広く論じた。さらに、センは「合理的な愚か者」の経済理論への批判から、「コミットメント」の経済学へ、さらに、「社会的コミットメントとしての個人の自由」の展開など、多彩な議論を行ってきた。

小論は、センの広範な業績のうち、現代倫理の問題を考えるうえで重要な手がかりになると思われる議論を取り上げたい。

I 「リベラル・パラドックス」とその解決

(a) 投票のパラドックス

民主主義は、一般に多数決によって決定を行うことであると理解される。しかし多数決にはさまざまな困難な問題がある。すでに1785年にフランスのコンドルセは、「投票のパラドックス」を発見した³⁾。三人の個人が三組の選択肢 (A, B, C) にその順位をつけるとする。個人1は、 $A > B > C$ (AをBよりも好み, BをCよりも好む) という順位をつけた。個人2は、 $B > C > A$ という順位をつけた。個人3は、 $C > A > B$ という順位をつけた。この場合、AとBとを比較して投票する仕方では多数決をとるとAが選ばれ、BとCとの比較ではBが選ばれる。ここまでの投票の結果は、 $A > B$, かつ $B > C$ である。そしてAとCとを比較して投票するとCが選ばれる。その結果、 $A > B$, かつ $B > C$, かつ $C > A$ となる。つまり、A

$B > C > A$ という「循環順序」になってしまう。(これは循環順序だから、 $B > C > A > B$ であり、 $C > A > B > C$ でもある)。こうして、投票による多数決では決まらないのである。(投票①)

また第一位に3点、第二位に2点、第三位に1点という点数制で投票しても、A, B, Cのすべてが6点を取り、これでも決まらない。(投票②)

そこで、A, B, Cの選択肢のうち、まず一つに投票し、それが過半数を得なければ残りの二つで争うとする。その際、最初にAに投票するとAは1:2で否決され、残ったBとCとでは2:1でBが勝つ。しかし、もし最初にBに投票すると、Bは1:2で否決され、残ったAとCでは1:2でCが勝つ。同様に、最初にCに投票するとCは1:2で否決され、残ったAとBとでは、2:1でAが勝つ。つまり、最初に投票にかけられた選択肢が必ず負け、その選択肢を第一位で支持していた人の第二位の選択肢が必ず勝つことになる。このような多数決は決して妥当とは言えないのである。(投票③)

つまり、コンドルセの「投票のパラドックス」は、循環順序となるような選択肢は多数決では決定できないということである。ところが、それを投票③のようなやり方で決定しようとする、投票順序によって第一位が決まるという不合理な決定になってしまう。「投票のパラドックス」が起きるようなケースの場合は、投票によって決定するべきではない。そして各個人が選択肢に順位をつける基準とした情報や判断が的確かどうかを見直すこと、各個人相互の意見交換によって判断の妥当性を検討すること、さらに相互の討論によって合意形成をはかるなど、パラドックスを回避する決定方法の検討が必要なのである。

(b) アローの一般的可能性定理

アローやセンが社会的選択理論において発見したのは、コンドルセの「投票のパラドックス」

を改めて想起させる事態であった。しかも、それは全員一致による民主主義的な決定と、個人の選択の自由を尊重する自由主義との衝突という事態であった。

アローは、次のような「一般的可能性定理」を証明した⁴⁾。すなわち、

公理①連結律 (すべての選択肢 x, y について、 x を y より好むか、または y を x より好むこと、つまり $x > y$ 、または $y > x$ 、が成り立つ)、

公理②推移律 ($x > y$ 、かつ $y > z$ ならば、 $x > z$ が成り立つ) をもとにすると、

次の四つの条件について、

条件(1) 個人的選好の無制約性 (個人が自由に選好を行う)、

条件(2) 市民の主権性ないしパレート最適性 (全員一致の選好を社会的決定とする)

条件(3) 無関係対象からの独立性 (ある選択肢 x と y における選好は、他の選択肢 z と w における選好から独立である)、

条件(4) 非独裁制 (独裁的な決定を否定する)、

という四つの条件は、同時に成立しない、ということである。

この「一般的可能性定理」は、結論が否定的なので「一般的不可能性定理」とも呼ばれる。これは、条件(1)、(2)、(3)というごく当然と思われる条件を満たすと、条件(4)が成り立たず、逆に条件(4)を否定した「独裁制」が成立することを示すものである。つまり、社会的選択は独裁的に成立するというものである。そのために、多くの議論を呼び、さまざまな検討が行われた。

(c) センのリベラル・パラドックス

センは、このアローの業績を受け継ぎながら、「パレート派リベラルの不可能性」(1970年)⁵⁾ という論文で、「リベラル・パラドックス」を発表した。それは、次の三つの条件を同

時に満たす「社会的決定関数」は存在しないということである。

条件 U (定義域の非限定性) 集団的選択ルールの定義域には、論理的に可能な個人の順序のあるあらゆる集合が含まれる。

条件 P (パレート原理) ある選択肢 x を他の選択肢 y よりも全員が選好するならば、社会は x を y よりも選好しなければならない。

条件 L (リベラリズム) あらゆる個人にとって、彼が x を y よりも選好するか、または y を x よりも選好すれば、社会もそのように選好しなければならないとされる、選択肢のペア (x, y) が少なくとも一つ存在する。

この条件 L からは、それを弱めた次の条件 L^* が導き出される。条件 L^* が満たされないならば、条件 L も満たされないことになる。

条件 L^* (最小限のリベラリズム) 少なくとも二人の個人が存在し、彼ら一人一人にとって自分が決定的である選択肢のペアが少なくとも一つ存在する。

センは、条件 U, P, L^* を同時に満たす社会的決定関数は存在しないことを証明した。ここで、条件 P は、全員一致の選好を社会的選好とする原理である。条件 L ないし L^* は、個人の選好の自由を社会的に認める原理であり、「リベラリズム」の原理である。そしてセンが証明したことは、全員一致の原理とリベラリズムの原理とは両立しないということである。センの論文の表題が「パレート派リベラルの不可能性」というのは、この意味である。ここでは、その数学的証明は省略して、彼が「リベラル・パラドックス」があてはまる「一つの実例」としてあげた具体例を見ておこう。

『チャタレー夫人の恋人』は出版当時、その性描写をめぐって論議を呼んだ。ここで二人の個人 A と B からなる社会があり、一冊の『チャタレー夫人の恋人』があるとす。堅物の A

氏はその本を二人とも読まないこと (o) を一番に好み、どちらかが読むと自分が読むこと (a) を次に好み、そして好色な B 氏が読むことを最も好まない。つまり A 氏は、 $o > a > b$ という選好を行う。他方で B 氏は、この本は A 氏こそが読むこと (a) を一番に好み、自分が読むこと (b) を次に好み、二人とも読まないこと (o) を最も好まない。つまり B 氏は、 $a > b > o$ という選好を行う。

この場合、社会的決定はどうなるであろうか。まずペア (a, o) について、 a は A 氏に関わることであるから、社会は A 氏の選好を考慮して、 $o > a$ を社会の選好とする。次にペア (b, o) について、 b は B 氏に関わることであるから、社会は B 氏の選好を考慮して、 $b > o$ を社会の選好とする。その結果、社会の選好は、 $b > o > a$ となる。しかし、この社会的選好は、ペア (a, b) について、 $b > a$ という選好をしており、これは A 氏と B 氏とが共に一致して選好している $a > b$ と明らかに矛盾する。つまり、条件 P と条件 L^* とを同時に満たすことはできず、パレート原理とリベラリズムとは両立しないのである。別の言い方をすれば、ここでの A 氏と B 氏および社会の三者の選好順序をまとめると、 $a > b > o > a$ という循環順序となって、先の「投票のパラドックス」と同様に、決定不可能な事態となるのである。

では、センはこの「リベラル・パラドックス」をどのように解決するのであろうか。

(d) リベラル・パラドックスの解決

センは「自由, 全員一致, 権利」(1976年)⁶⁾ という論文で、「リベラル・パラドックス」の解決に取り組んだ。彼は、「パレート原理」と「個人的自由の容認」とが両立不可能であるという事態を踏まえたうえで、「パレート原理」を分析する。そこには、次の二つの内容が含まれている。

まず、「社会状態の集合体に関して全員が同一の選好を示すならば、社会的判断はこの選好

をそのままで反映するべきである」という「全員一致のルール」である。

次に、「どんなペアについての社会的選好も、そのペアに対して諸個人が示す選好によるのみ決められねばならない」という「無関係対象からの独立性」である。これは、アローの「一般的可能性定理」において、条件(3)としていたものである。

この二つの内容が「パレート原理」として働き、個人の自由な選好と組み合わせると、アローの「一般的可能性定理」において社会的決定の独裁性が導き出されたように、一人の個人の選好が社会的選好において決定的となってしまう。この問題を、センは「パレート伝染病」と名付ける。つまり、「パレート原理」によって、一人の個人の選好が社会的選好に対して決定的となることが「伝染病」のように広がるのである。そして「パレート派リベラルの不可能性」は「パレート伝染病」の一つの系にすぎないとされる。

そして、センは「リベラル・パラドックス」の解決として提案された多くの主張を丹念に検討する。多くの研究者は、社会的決定における全員一致の原理である「パレート原理」を疑うことはできないと考え、「個人的自由の容認」をなんらかの仕方で制限することによってパラドックスの解決を図ろうとした。しかしセンは、それらがいずれも不十分であることを示す。これらの論証においてセンの力量がいかに発揮される。しかし、ここではその論証を省略して、セン自身の主張を見ておきたい。

センは、多くの研究者とは反対に、「パレート原理」を抑制する仕方でパラドックスの解決を図る。それは、「 x を y よりも選好している個人 i と、社会的選択の決定にあたって自分の選好が重きをなすことを望んでいる個人 i とを区別すること」である(p.313, 87ページ)。全員一致において考慮されるべきは、自分の選好が社会的決定において考慮されることを望んでいる後者の個人であって、単に選好しているだけの前者の個人ではない。前者の個人をすべて

「全員一致」の社会的決定のために集計するところに問題があるのである。

ここから、「パレート原理」は「条件づき」のものとして、次のように解釈される。すなわち、「もしも社会の全員が x を y よりも選好し、かつその選好の考慮の対象として数えられることを望んでいるとするならば、 x が y よりも社会的に選好されなければならない」(p.314, 89ページ)。他方で、このような「条件づき」の「パレート原理」のもとで登場する個人は、「他人の権利を尊重する個人」である。すなわち、「自分の選好全体の中で、各個人にあてがわれた『保護領域』に関するすべての人々の選好と組み合わせることが可能な部分についてだけ、自分の選好が考慮の対象として数えられることを望んでいる個人」(p.314, 89-90ページ)である。こうして、「他人の権利を尊重する個人が少なくとも一人存在するならば、諸個人がどのような選好を示そうとも、条件づきパレート原理と自由裁量の弱い原理との間の対立が生じる余地はなくなる」(p.314, 90ページ)。このことによって「リベラル・パラドックス」は解決される。

では、先の『チャタレー夫人の恋人』の例に即してはどうなるであろうか。堅物のA氏は、 $o > a > b$ という選好を行った。しかし、彼が重きをなすことを望むのは、 $o > a$ という選好である。A氏が行う $o > b$ という選好はB氏の権利を無視する可能性があり、 $a > b$ は重きをなす選好とは言えないであろう。したがって、 $o > a$ が社会的選好となる。他方で、B氏は、 $a > b > o$ という選好を行ったが、B氏自身に関わる選好は、 $b > o$ であり、他の選好は、A氏の権利を無視する可能性がある。そこで、 $b > o$ が社会的選好となる。したがって、社会的選好の決定は、 $o > a$ 、かつ $b > o$ であるから、 $b > o > a$ となる。つまり、B氏が『チャタレー夫人の恋人』を読み、A氏は読まない、という決定になる。こうしてパラドックスは解消される。これがセンの示す解決である。

しかし、問題は残る。センは次のように言

う。「どの選好を無視するべきかを判断するとき、どこに一線を画すかを定めることは難しい。……ある個人の選好が〔社会的選択における〕考慮の対象として数えられるべきかどうかを論じるためには、たまたま彼が示している選好についてだけでなく、それ以上の情報——たとえば、彼がそうした選好を抱くに至った理由——が必要となるだろう」(p.315, 91-92ページ)。センは、このように、個人の選好のうち、社会的選好において重んじなければならないものと、そうでないものとを判別しなければならないのであるから、個人の選好の理由にまで立ち入った情報が必要だと言うのである。

センが提起した問題は重要である。社会的決定を行うにあたって、個人の相互の権利が尊重されなければならないが、そのためにも、個人の選好のうちで社会的選択において重視されるべきものは何なのか、それが重視されなければならない理由は何なのか。これらが考慮されるときにも、それについて十分な情報が提供されることが必要である。そのためには、個人の選好や社会的選好に至る過程での、情報交換や意見交換、討論などが不可欠になるであろう。しかも、このような情報交換や討論の中で、当初の各個人の選好も変化する可能性もある。ここでも、バラバラな個人の選好をそのまま集計して社会的決定とするのではなく、個人のよりよい選好や社会的決定に至る過程が重要である。これが、個人の自由と社会的決定の民主主義とを両立させる保障でもあるであろう。

Ⅱ 「合理的な愚か者」とコミットメント

(a) 利己主義か、共感・コミットメントか

センは、社会的選択理論からさらに進んで、近代経済学において主流となっている「自己利益を追求する利己主義者」という人間観を批判した。そしてその人間観に対して、他人と共感やコミットメントという彼自身の人間観を対置した。センのこの議論は、彼の自由論や平等観

につながる人間観を示すものである。

センは、「合理的な愚か者——経済理論における行動理論的な基礎への批判」(1977年)⁷⁾という刺激的な表題をもった論文を発表した。ここで彼は、従来の経済理論は「どの行為者も自己利益のみによって動機づけられている」という人間観を一貫して維持してきたという(p.84, 120ページ)。そして「自己利益を追求する利己主義者」という経済的モデルにもとづくアプローチは、しばしば「合理的選択」と呼ばれるが、このような合理的選択の理論を、センは次のように批判する。

「伝統的な理論はあまりにもわずかの構造しかもっていない。そこでは人間は単一の選好順序をもつと想定され、必要が生じたときにはその選好順序が、彼の利害関心を反映し、彼の福祉を表し、何をなすべきかについての彼の考えを要約的に示し、そして彼の実際の選択と行動を描写するのだと考えられている。たった一つの選好順序だけをもってはたしてこれだけのことができるだろうか。確かに、そのようにして人間は、その選択行動において矛盾を顕示しないという限定された意味で『合理的』(rational)と呼ばれるかもしれない。しかしその人がまったく異なった諸概念の区別を問題にしないのであれば、その人はいささか愚か (fool) であるに違いない。純粋な経済人は事実、社会的な愚者 (a social moron) に近い。しかしこれまで経済理論は、そのような単一の万能の選好順序の後光を背負った合理的な愚か者 (a rational fool) に占領され続けてきたのである」(p.99, 145-146ページ)。

つまり、ここでは、近代経済学の伝統的な理論は、自己利益を追求し、単一の選好順序だけをもつ「経済人」を想定する。そして、彼の一つの選好順序が、彼の利害関心、福祉、選択、行動などのすべてを示すと考える。そこでは、一つの選好順序の背後にある理由は問われない。またある選好順序から選択行動にいたるまでにありうる他の選好順序も問われない。単一の選好順序がすべてを示すのであるから、首尾

一貫しており矛盾はない。その意味では「合理的」である。しかし、単一の選好順序だけで、その人間の利害関心も、福祉も、選択も、行動も分かるのであるから、よほど単純な人間であり、複雑な思考をもたない人間である。そのような人間は、社会的には、むしろ「ばか」であり「愚か者」だと言ってよい。伝統的な経済理論が、自己利益を追求する利己主義者の選好順序だけを考える限り、それは「合理的な愚か者」の理論なのである。これがセンの批判である。

それに対して、センは「共感」(sympathy)や「コミットメント」を積極的にとらえることを主張する。「共感」はアダム・スミスの理論を受け継ぐものである。センによれば、共感とは、「他者への関心が直接に己の福祉に影響を及ぼす場合に対応している。もし他人の苦悩を知ったことによってあなた自身が具合悪くなれば、それは共感の一ケースである」。この場合、自分の利益と他人の利益は一致する。他方で、「コミットメント」は「他人が苦しむのを不正なことと考え、それをやめさせるために何かをする用意があるとすする」ような場合である(pp.91-92, 133ページ)。コミットメントの場合、たとえ自分の利益にとって不利であっても、「不正なこと」をやめさせようという選好や行動となる。

このような共感やコミットメントを経済学の中に取り入れるとすれば、それはどうなるであろうか。「近代経済学理論の用語法にあって共感とは、『外部性』の一つである。そして多くのモデルは外部性を排除する。……もし共感の存在がこれらのモデルに導入されるならば、そこから得られた標準的な帰結は、そのすべてというわけではないが、少なくともいくつかは瓦解する。しかしこうしたことも、何らそうしたモデルの根本構造を改変すべき深刻な理由とはならない」。しかし、コミットメントの場合はそうではない。「コミットメントは、現実的な意味で反一選好的な(counterpreferential)選択を含んでおり、そのことによって、選択された

選択肢は、それを選んだ人にとって他の選択肢よりも望ましい(か少なくとも同程度に望ましい)はずだという、根本的な想定を破壊する。そしてこのことは、モデルが本質的に異なった仕方ですら定式化されることを要求する」(p.93, 136ページ)。

センは、このような共感やコミットメントを経済学に取り入れるため、「選好のランクづけ」などを提案して、新しいモデルの研究を目指すことになる。しかし、ここでは人間観を論じた以上の議論にとどめ、センが同じ論文で取り上げた「囚人のディレンマ」の事例についての解釈を見ておきたい。

(b) 「囚人のディレンマ」の事例

「囚人のディレンマ」は、ゲーム理論では必ず取り上げられる有名な事例である。センは次のように説明している⁸⁾。

裁判をひかえた二人の囚人がいる。彼らは共謀してある軽犯罪と重大犯罪とを犯した。軽犯罪の証拠はつかまれているが、重大犯罪の証拠はつかまされていない。検察官は彼らを別々に取り調べを行い、囚人二人は相談ができない。検察官は、重大犯罪は懲役20年の刑に値するが、もしも二人が共に自白すれば、懲役10年に減刑すると言う。しかし、もしも一方だけが自白し、他方が黙秘すれば、自白した方は釈放し、黙秘した方は懲役20年の刑が科せられると言う。だが、二人が共に黙秘した場合は、重大犯罪の方は証拠不十分で罪が問われず、軽犯罪による2年の懲役となることも明らかである。

ここで、各人は次のように推論する。相棒は自白するか、自白しないかのどちらかである。もし相棒が自白する場合は、自分も自白した方がよい(共に懲役10年)。また相棒が黙秘する場合も、それが確実には分からない以上、やはり自分は自白した方がよい(自白した方は釈放、黙秘した方は懲役20年)。したがって、いずれの場合も自白した方がよい。こうして双方が自白してしまつて、共に懲役10年となる。これが合理的な推論の結果である。だが、もしも

双方が黙秘を続けていけば、共に懲役2年ですむのである。各囚人の合理的な推論にもかかわらず、それはより良い結果をもたらさない。

この事例について、センは次のように言う⁹⁾。「このゲームはしばしば、部分的に正当なことなのだが、個人主義的な合理性の破綻の古典的なケースとして取り扱われる。……双方が自己利益を追求するところから生じた、この利己的戦略の組み合わせは、双方が非利己的な戦略を採用していたときに生じる帰結に比べると、双方にとって劣った結果しか産まない」(pp.102-3, 152ページ)。そしてセンは、各人が「利己的な戦略」をとって自己利益を追求したために、皆にとって劣った結果が生じることはよくあることだと言う。

しかし問題は、「合理的行動という観点から見ると、難題はむしろ、現実の状況では人々は利己的戦略を採用しないという事実にある」(p.103, 153ページ)とセンは言う。実験室で囚人のディレンマを演じる人々も、しばしば非利己的な行動を見せるのである。これに対して、ゲーム理論の専門家は、それは普通の人や実験室の被験者が戦略的思考において洗練されていないからだと言う。しかしセンはそれに次のように反論する。

「もっと実りあるアプローチは、人々がゲーム理論によって許容されている程度を越えてもっと洗練されているという可能性を許容することである。すなわち、人々は、他のプレイヤーがどのタイプの選好をもって欲しいかと自分は思っているかを自問し、そして何らかのカント主義的な理由から自分もそうした選好をもとうと考える、あるいはもっているかのごとく振る舞おうと考える。そうした可能性である」(p.103, 153ページ)。

ここで、センはゲーム理論よりも「もっと洗練された」もので、「カント主義的な理由」による選好が可能だと言う。それは、カントの道徳論の思想を生かして、他人を自分の利益のための手段として利用するのではなく、自分が他人に望むこと、および他人が自分に望むであ

うことを自問しながら自分の行動を判断し、相互の利益をはかろうする選好の可能性である。「囚人のディレンマ」の例では、双方が黙秘することが双方にとって最善だと考え、もしも相棒が自白すれば自分は最悪の結果になることを承知の上で、黙秘を選ぶことである。(なお、囚人が罪を犯しながら重い刑から逃れることを「最善」と言うのは道徳的ではないという批判がある。そうであるならば、この囚人を、例えばナチスに抵抗してとらえられたレジスタンスの活動家と考えればよいであろう。しかしこの場合は、囚人が利己的戦略をとることはいっそうなさそうである。)

センは、人間は現実の行動において、そのような「非利己的な戦略」による選好を行う可能性が十分にあるのであって、そのような規範をもった選好の可能性を考慮しなければならないと考える。これが、「合理的な愚か者」をのり越える「コミットメント」の経済学的发展方向なのである。

Ⅲ ケイパビリティと平等

センは、「コミットメント」の経済学として、不平等や貧困の克服などを論じた。それらの基礎となる「ケイパビリティ」(capability)と平等について見ておきたい。センは、「何の平等か？」(1980年)¹⁰⁾という論文で、功利主義、厚生主義、およびロールズの正義論を批判しながら、ケイパビリティの平等という考えを明らかにした。

(a) 功利主義、厚生主義への批判

センはまず、功利主義を次のように批判する。功利主義では、ある財を新たに1単位(例えば、ケーキ1個)だけ消費した際に、その追加的消費に伴う満足度の増加分を「限界効用」(marginal utility)と呼ぶ。功利主義の目標はこの効用の総計値を最大化することである。したがって「総効用の集計値がわずかでも増加しさえすれば、そのことの方が分配のはなはだしい

不平等よりも重要視されてしまう」(p.356, 231ページ)。センはこのことを次のように説明する。

「たとえばいかなる所得額に対しても、身体障害者のAさんがそこから得る効用が、楽しみを感じる名人であるBさんの半分しかない、としよう。この場合AさんとBさんとの間の分配問題を解くにあたって、功利主義者なら、身体障害者のAさんよりも快樂名人のBさんの方に多くの所得を与えるだろう。身体障害者はその際、二重の不遇を強いられる——つまり同一額の所得を得ても健常者より低い効用しか得られないのに加えて、所得の面でも少なく与えられることになるからである。功利主義は、効用総和の最大化に対してだけひたすら関心を寄せるために、こうした事態を必ず招く。快樂名人の方が効用の生産性が優れていることを理由にして、効用の効率が劣る身体障害者の手から所得を取り上げてしまうことになる」(p.357, 232-233ページ)。

次に、センは、厚生主義(welfarism)を批判する。厚生主義も、ある事態の善さを諸効用の善さから判定する。しかし、功利主義のように諸効用の総計値によって計るという条件をつけない。その点で、センは、「功利主義は厚生主義の特別な事例の一つ」であると言う。また、功利主義が「限界効用」に焦点をおくのに対して、厚生主義は「総効用」に焦点をおいて「総効用の平等」を主張する。しかし、センは、ジョン・ロールズの次の言葉は、効用の量的総和や強度だけで計る「厚生主義のもつ鈍感さの一側面」を突いていると言う。

「満足の最大残高を計算する際に、それぞれの欲求の対象がどんなものであるかを、たとえ間接的に問題にすることはあっても、重要視はしない。われわれは満足の最大総和を実現するために制度を設計すべきなのであり、満足が社会全体の福祉にどう影響するのかという点を除いては、満足の源泉や質は問われないのである。……こうして、もし人々が互いに差別しあうことや、自分の自尊心を高める手段として、

他人を従属させて自由を削減することに、一定の快樂を覚えるとするならば、これらの欲求の満足を、他の欲求の場合と同じく、その強度ないしそれに類するものに従って考慮しつつ、比較考量しなければならなくなる」(p.362, 242ページ)。

センは、ロールズのこのような批判を評価する。そしてセンは、「非一効用情報が、道德判断を行うにあたって無視しえない重要性を有していること、これが厚生主義を論駁する際の中核的な論点である」(p.363, 244ページ)と言う。そして、「非一効用情報」として、喜びや欲求充足だけでなく、その人が飢えているか、寒さに震えているか、抑圧されているかなどの「客観的な要因」が考慮されなければならないとする。また、「労働者は搾取されるべきではない」という要求のうちにある「人は自分が生産したものを受け取るに値する」という「道德的見解」も考慮されなければならない。同様に、賃金における男女差別などをなくするための「同一労働、同一賃金」という原則も考慮されなければならない。こうして、センは、厚生主義を超えて平等をとらえられる視点を拡大するのである。

(b) ロールズ正義論への批判

では、ロールズの正義論における平等についてはどうであろうか。ロールズは正義論において、「権利、自由と機会、所得と富、自尊心の基礎」という「社会的基本財」の分配を問題にした。センはその意義を高く評価する。しかしセンは同時に、ロールズにおいては、人間の多様性が考慮されず、人間と財との関係も考慮されていないことを批判する。

先にセンは、身体障害者の例をあげて功利主義を批判した。しかしロールズも、「格差原理」において、最も恵まれない人の最大の利益をはかる限りにおいて不平等(格差)を許容すると主張しながら、彼はここで身体障害者は考慮の外におくのである。その理由として、ロールズは、身体障害者の場合のような「難しい事例」

は、「その運命が憐憫と不安を呼び起こす、われわれとは隔たった人々のことを考えざるをえなくすることによって、われわれの道徳的な識別能力を混乱させることにもなりうる」からだと言う。これに対して、センは、「身体上の疾病、特別な治療のニーズや心身の欠陥といった事柄が、道徳的に重要な意義を有していないなど見たり、過ちを恐れるあまりにそれらを考慮の外におくことは、反対の過ちを生じさせるに違ひなからう」(pp.365-6, 249ページ)と批判する。ロールズが障害者を特別視して、それを考察の対象から除いたことは、「反対の過ち」に、つまり人間の多様性を無視する誤りにつながるのである。

センはこの点について次のように言う。「実際のところ、人々はそれぞれの健康状態、年齢、風土の状態、地域差、労働条件、気質、さらには(衣食住の必要条件に影響を及ぼすという点で)体格、の違いに伴って各人各様に変化するニーズをもっているのではないだろうか。だから、少数の難しい事例を無視しようとするところだけでなく、事実人々の間できわめて広く見られる種々の相違を考察の対象から落としているところ、ここに格差原理の問題点がある」(p.356, 250ページ)

しかも、ロールズが「社会的基本財」の分配だけを考えたことには、「物神崇拜」(fetishism)の要素があると、センは批判する。「物神崇拜」とは、もともとは原始宗教において何らかの物を神聖なものとして崇拝することである。しかしセンはここでのこの言葉の意味を次のように説明している。それは、「マルクスが『商品の物神崇拜』と呼んだ落とし穴——財貨が人の役に立つという理由から(またその限りにおいて)価値をもつのではなく、それ自体として価値があるとみなすこと」である¹¹⁾。ロールズの場合では、「ロールズは基本財が恵まれた立場を具体的に表現したものだと考えるために、その利益が人と財との間の関係であると解釈できないのである」(p.366, 250ページ)。むしろ、功利主義は、「効用」の概念によって財貨と人

間の欲求充足との関係をとらえていた。ロールズは、功利主義が主観的な幸福や欲求充足を重視したことを批判した。しかし逆に、「ある人間の利害が彼の幸福や欲求充足とまったく無関係であるべきであるとする主張を、正当化するのは難しい」(p.366, 251ページ)のである。

(c) ケイパビリティの平等

では、センは何の平等を主張するのであろうか。センは、これまで検討してきた三つの理論的枠組みの全部において欠けているもの、それが「基本的ケイパビリティ (basic capability) だと言う。それは「人がある基本的な事柄をなすいうこと」である (p.367, 253ページ)。身体障害者の例では、身体を動かして移動する能力、栄養補給の必要量を摂取する能力、衣服を身にまとい雨風をしのぐための手段を入手する資力、共同体の社会生活に参加する権能などがあげられる。こうしたケイパビリティの平等を保障することが、平等論の課題になるのである。

しかし、以上の問題提起をした論文「何の平等か？」では、ケイパビリティの平等を論じるにあたって、一群のケイパビリティを指標化することは難問の一つであるとされた。また、ケイパビリティは「文化に従属する」性格をもつ点では、ロールズの平等論と共通することをセンは指摘している。

センは、この「ケイパビリティ」の概念をもとにして、さらに福祉や貧困の問題を論じた。その中で、福祉や貧困は、財や所得の量の問題には還元されないことが明らかにされ、福祉とは「ケイパビリティ」の保障であり、貧困とは「ケイパビリティ」の欠如であることが明らかにされた。それらを通じて「ケイパビリティ」の概念にもさらに説明が加えられた。ここでは、『不平等の再検討』(1992年)¹²⁾の中での「ケイパビリティ」の説明を見ておきたい。それは「福祉」(well-being)や「機能」(functioning)と関係させて次のように説明される。

個人の福祉とは、その人の生活の質と見るこ

とができる。生活とは、相互に関連した「機能」の集合であり、ある状態にあること・何かをなすことの集合である。重要な機能は、「適切な栄養がとれていること」、「健康なこと」、「避けられる病気にかかっていないこと」、「早死にしないこと」などの基本的なものから、「幸福であること」、「自尊心をもっていること」、「社会生活に参加していること」など、複雑なものまで、多岐にわたる。ここで重要なことは、人の存在はこのような諸機能によって構成され、人の福祉の評価はこれらの構成要素を評価することだということである。そして、「ケイパビリティ」とは、人々が行うことができる機能の組み合わせである。したがって、「ケイパビリティ」は、機能のベクトルの集合であり、それは、あれこれのタイプの生活を送ることができる「個人の自由」を反映したものである (pp.39-40, 59-60ページ, 参照)。

このように、「ケイパビリティ」とは、実際に何ができるかを示す「機能」の集合であり、それはどのような生活を選択できるかを示す点で、個人の自由を表現するものでもある。このように、センは、「ケイパビリティ」を平等をはかる基準として提起するとともに、自由を表現するものとしても提起するのである。*

*ここで、capability の訳語について一言述べておきたい。capability は、従来から「潜在能力」と訳されてきた。しかし、この訳語ではその意味が十分に伝わらず、むしろ次の点で誤解される恐れがある。第一に、日本語の「潜在能力」はあくまでも個人に内在するものと理解される。そのために capability が経済制度・学校制度・医療制度などによって社会的に保障される個人の能力であるという理解を妨げる恐れがある。第二に、日本語の「潜在能力」はいわば「見えない」能力であり、その程度は推測するしかない。そのような不確定なものを基準として福祉や平等や貧困を測ることは不可能だと思われる。だが、capability は栄養を取れる・健康である・教育を受けられるなどの具体的な「機能」

(functioning) の集合であり、行為の選択可能性である。この点でも、その訳語は不適切であると思われる。

こうした問題点があるために、『不平等の再検討』の訳者は「訳者まえがき」において、原語と訳語の間の「かなりのズレ」を認め、capability について約1ページを取って解説している。また、鈴木興太郎氏は、ある論文に注をつけて、「潜在能力」という訳語を採用したのは、セン自身が capability を“potential ability”と言い換えることに完全に同意したからであると説明している¹³⁾。しかし、そうであるならば、それは「可能的能力」となるのではないだろうか。

なお、私は capability を「実行能力」と訳したことがある¹⁴⁾。しかし改めて考えると、この訳語は「機能」の意味としてはよいとしても、capability が意味する行為の選択可能性が十分に伝わらない。そこで、近年、「ケイパビリティ」と表記する研究者が多くなっていることにならって、小論でもこれを採用することにした。

以上のような「ケイパビリティ・アプローチ」が国連の「人間開発白書」(Human Development Report) における「人間開発指標」としても生かされ、各国の所得水準だけではなく、乳幼児死亡率・平均寿命・識字率も含めて、人間の福祉をはかる基準とされている。そしてセンは「人間開発(発達)」を脅かすリスクに対処するものとして「人間の安全保障」(human security) をも提起したのである。

Ⅳ ケイパビリティと自由

すでに見たように、「ケイパビリティ」の概念は自由と密接な関係がある。センは多くの著書の中で自由の問題を論じている。ここでは「社会的コミットメントしての自由」(1990年)¹⁵⁾ という論文を取り上げて、センの自由論を考えたい。この論文は、彼が第二回アニエリ賞(1990年)を受賞したときの受賞記念講演である。この賞の第一回受賞者(1988年)はア

イザイア・バーリンであった。バーリンは「二つの自由概念」(1958年)などで有名なイギリスの政治思想家である。センは、記念講演において、このバーリンの自由論を意識しながら、自らの仕事を集約するような自由論を展開した。

(a) バーリンの二つの自由と、センの自由論

バーリンは、「消極的自由」と「積極的自由」とを区別した。一方の「消極的自由」とは、個人が国家や他人から干渉や強制を受けない自由である。言論の自由、信教の自由、経済活動の自由などが含まれる。他方で「積極的自由」とは、自分が自分の主人であるという自由、理性的な自己支配の自由、自己実現の自由などを意味する。バーリンはこの二つの自由を峻別して、「消極的自由」こそが本来の自由であると主張した。それに対して、「積極的自由」は、理性的な自己支配の主張が、理性と非理性との対立や、理性的な指導者による非理性的な大衆の支配の論理となり、「自由の名による専制」に転化することを論じた。そこで問題にされているのは、ファシズムとスターリニズムという二種類の全体主義である。このバーリンの自由論は広範な議論を呼んだ。バーリンが「自由の名による専制」を批判したことは重要な問題提起である。しかし、だからといって、バーリンのように「消極的自由」と「積極的自由」とを切り離してよいのか、ということが議論の中心であった¹⁶⁾。

センもこの問題に独自の理論的立場から取り組むのである。

センは、彼の子どもの頃の二つの悲惨な事件の体験を語る。彼が九歳の時(1943年)にベンガル大飢饉が起こった。この飢饉では300万人の人が餓死した。当時、衰弱し、虚ろな目をした無数の人々が、センの村を通り過ぎていった。中には骨と皮となった子どもを抱いた人も多くいた。彼らは金持ちや政府の援助を求めていた。しかし多数の人々が悲惨な姿で死んでいた。もう一つの体験は、八歳の頃、ヒンズー

教とイスラム教徒の対立で暴力衝突が起こり、凶暴な殺戮が繰り返された。その中で、食べ物が無くなったために、危険をおかして仕事に出かけた人が、ナイフで刺され大量の血を流してセンの家へ逃げ込んできた。センの父が彼を病院に連れて行ったが、彼はそこで死んでしまった。センはこのような体験を念頭において、自由の問題を論じる。

センは、バーリンの議論をふり返りながら、消極的自由と積極的自由との両方が重要なのであって、「自由の適切な観念は、積極的かつ消極的なものでなければならないであろう」(p.50, 71ページ)と言う。「ある個人が自分で選んだ人生を歩むことが大切だ」と考えれば、それは「積極的自由」が大切だということになる。飢饉や暴漢によって生命を奪われた人々は、自分の「積極的自由」を奪われたのである。同時に、暴漢による殺人は「消極的自由」の侵害でもある。だが、貧困のためにあえて危険な場所に仕事に行った人は、「積極的自由」が欠如していたからである。また、ベンガル大飢饉は、食糧の総量が異常に低下した時に起こったのではない。インドを支配していたイギリス総督府が、公共的な政策介入によって飢饉を防止する施策を取らなかったために起こったのである。独立後のインドでは、複数政党制、民主主義、自由な出版活動、定期的選挙、活発な野党の存在のもとで、もはやそのような飢饉は起こっていない。ここで重要なのは、政府の失政を批判する野党の存在であり、言論の自由である。ここでも、人間が生きる自由(積極的自由)と、政治的自由や言論・出版の自由(消極的自由)とは、不可分に結びついているのである。

(b) 功利主義、基本財とケイパビリティ

センは、先の論文「何の平等か」などでは、平等の観点から功利主義やロールズの正義論を批判した。それらの理論は、自由(積極的自由および消極的自由)を社会のあり方を評価する根本条件として重視する観点からも、問題があ

る。

功利主義は、快や欲求の満足度（効用）で幸福をはかり「最大多数の最大幸福」を目指した。それによって実現された社会改革もある。しかし、功利主義では自由そのものは「効用」の計算において価値を与えられていない。しかも、功利主義では、快や欲求を基準とするために、「権利剥奪」を正当にとらえることができない。長期にわたる不平等や不公正の犠牲者たちは、自分たちがおかれたの状況に順応してしまっ、それに不快を感じたり変革の欲求をもつこともなく、自分たちの運命を受け入れ、ささやかな情けを受けただけで大喜びしてしまう。その例の一つはインドの女性差別である。インドのとくに農村部では女性の死亡率・罹患率・病院での介護・栄養状態などが男性に比べて劣悪である。もう一つは識字率の低さである。インドの成人の識字率は41%であり、女性の識字率は28%にすぎない（1981年）。読むことの不自由は、読み書きによるコミュニケーションを条件とする他のすべての自由を剥奪してしまう。主観的な快や欲求を基準にする限り、これらの権利剥奪を見えなくしてしまう。それに対して、「社会的コミットメントとしての個人の自由」、つまり社会的に保障される積極的かつ消極的な個人の自由を基準にしてこそ、権利剥奪を批判し、平等や公正を要求できるのである。

またロールズの正義論は、所得、富、自由などの「基本財」の分配を主張する。しかし、富や所得は、自由の手段にすぎない。自由の手段の分配を問題にするだけでは、自由の範囲をとらえることはできない。センは、ここでも身体障害者の例をあげて、同じ所得であっても、それが健常者の自由を保障する範囲と、身体障害者の自由を保障する範囲が異なることを論じている。

これらに対して、センが主張するのは、「ケイパビリティ」を自由の基準とすることである。「ケイパビリティ」とは、個人の選択対象となる諸機能の組み合わせであるが、それを規

定する要因は個人の特性だけでなく社会的な仕組みも含まれる。「個人の自由に社会的コミットメントを行うなら、このことは相違なる人々がもっているケイパビリティの促進を重要視することに必ずつながり、同時に社会の仕組みが人間のケイパビリティをどれほど増進できるかをにらみながら、社会の仕組みの選択も行うこととなる」（p.52, 79-80ページ）。こうして、ケイパビリティを自由の基準とすることが「社会的コミットメントとしての自由」につながるのである。

(c) 社会的コミットメントとして自由

所得や富という基準からケイパビリティに基準を移すことによって、社会的な不平等や不自由のさまざまな側面が見えてくる。例えば、アメリカの医療制度の問題がある。アメリカは世界一豊かな国であり、医療の技術水準も世界のトップクラスである。にもかかわらず、全国民を対象とした公的な医療保険がなく、民間の保険が中心である。そのため医療保険に加入していないアメリカ人は4,000万人以上に達する。そのため、アメリカの平均寿命は世界で13番目（『世界開発レポート1989年度版』）である。しかもその中の不均衡・格差が大きい。35歳から54歳までの年齢集団をとった場合、黒人の死亡率は白人の2.3倍におよぶ。飢えに苦しむバングラディッシュの住民よりもニューヨークのハーレム地区に住む黒人の方が、40歳ないしそれ以上まで生きる公算が低い。所得だけで見ると、これらの現象はけっして説明できないのである。

しかし、アメリカ的な市場原理主義が世界的に拡大することによって、ヘルスケアなどが後退する現象も起こっている。この問題をセンは次のように論じる。

「ヘルスケアと教育を分配するにあたって市場機構がさまざまな限界を有していたことについては、ずっと以前から経済理論の内部で論議され続けてきた。けれども、市場機構を熱にかざれたように賛美する現在の風潮の中でこうした問題点が見失われてしまいがちである。た

しかに市場機構は、多くの面で個人の自由の強力な支持者となりうる。とはいえ、予防可能な疾病や疫病死に屈服することなく長生きできる自由を確保するためには、広い適用範囲をカバーできる一連の社会的手段が必要となってくるのである」(p.53, 81ページ)。こうして、市場原理主義を批判し、社会的な公共政策を充実させるうえでも、ケイパビリティが重要な基準となるのである。

ところで、センは「ケイパビリティ」を基準として福祉の自由をとらえるだけでは、自由を十分にとらえたとは考えない。「個人の自由を十分に評価するためには、個人の生活のケイパビリティを超えた情報も必要となるので、個人の他の目標（たとえば、一個人の生活に直接関連しない社会的な目標）にも注意を払わなければならない」(p.52, 80ページ)とされる。ここでセンが問題にするのは、『不平等の再検討』などで論じている「エイジェンシーとしての自由」である。それは、個人の福祉だけでなく、「母国の独立を実現したい」、「地域の貧困をなくしたい」、「犯罪をなくしたい」などの社会的な目標を目指す自由である。センが言う「エイジェンシー」(agency)とは、社会的な積極的活動を意味する。しかしながら、「福祉としての自由」と「エイジェンシーとしての自由」は両立しない場合もある。例えば、母国の独立や貧困の撲滅や犯罪の防止のために、個人が犠牲になる場合もある。しかし「福祉としての自由」と「エイジェンシーとしての自由」を含めて、「社会的コミットメントとしての個人自由」が成り立つのである¹⁷⁾。

だが、このような自由は、主流派の経済理論によってはまだ受け入れられていない。「今日の多くの経済理論・社会理論において、人間は狭く規定され、セルフ・インタレストを拘り定規に最大化していこうとする行為者であると見なされている」(p.54, 85ページ)。このことが、個人の自由を「社会的コミットメント」として理解することに対して、障害となっている。だが、そのような人間モデルが「現実の正確な表

現であることの証拠はほとんどない」。このことは、センがすでに「合理的な愚か者」の経済理論を批判してきたとおりである。そしてセンは言う。「プラハ〔の春〕、パリ〔五月革命〕、ワルシャワ〔連帯〕、北京〔天安門事件〕、リトルロック〔アメリカ公民権運動〕、ヨハネスブルグ〔反アパルトヘイト運動〕——こういう場所において、人々を動かしたのは、何よりも、他者への配慮と理念への顧慮であるように思われる」(p.54, 85ページ)。

こうして、他者を配慮し、自由・平等・正義などの理念を実現しようという「社会的コミットメント」にこそ個人の自由がある。そして、それが消極的自由と積極的自由との不可分な関係を具体的に明らかにするのである。

V 残された課題

以上で論じたセンの理論は彼の多面的な業績のごく一部であり、現代倫理を考えるうえで重要と思われるものを取り上げたにすぎない。その中で、社会的選択理論における「リベラル・パラドックス」の解決にしても、「合理的な愚か者」批判にしても、「ケイパビリティ・アプローチ」による平等論や自由論の提起にしても、現代倫理に対して重要な問題提起が行われていることが分かるであろう。

しかしながら、それにもかかわらず、センが現代倫理の理論を体系的に展開したとは思えない。このことは、ロールズの『正義論』と比べても明らかであろう。センの問題提起は先鋭ではあるが、倫理学理論としての体系的展開は見られない。もともと、それは彼が経済学者であって経済学分野でその倫理的問題提起を行っているからとも言えるであろう。また、センは「ケイパビリティ・アプローチ」などを不平等・貧困・飢饉・自由・開発などの分析的道具として使い、体系的理論のための総合的道具としては使っていないとも言える。センは自らがグラント・セオリーのようなものを構築することに禁欲的であるようにも見える。彼はむしろ、公

共的な討論に参加する仕方、自らの理論を生かそうと考えている。

しかし、「合理的な愚か者」の経済理論が幅をきかせ、市場原理主義がまかりとおり、アメリカ中心のグローバリゼーションが世界の不平等をいっそう拡大している今日、センの理論に基づけばどのような社会・経済理論や制度論が可能になるのか、多く人が期待するところではないだろうか。

センの理論を倫理学の中で生かすならば、それを人間論、権利論、民主主義論などの体系的展開と結びつけることであると思われる。またそれは、センの「リベラル・パラドックス」や、「コミットメント」や「ケイパビリティ」の概念を内容的に豊かにすることであろう。それは、センから多くを学んだ倫理学研究者の課題でもあるであろう。

注

- 1) アマルティア・センについては、川本隆史『現代倫理学の冒険』創文社、1995年、鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン——経済学と倫理学』実教出版、2001年、など、参照。
- 2) John Rawls, *A Theory of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press, 1971, revised edition, 1999. ジョン・ロールズ『正義論』矢島欽次監訳、紀伊国屋書店、1979年。
- 3) 「投票のパラドックス」については、佐伯胖『「きめ方」の論理——社会的決定理論への招待』東京大学出版会、1980年、17ページ以下、参照。この書物は、社会的選択理論の分かりやすい解説であるとともに、民主主義の倫理について重要な提起を含んでいる。
- 4) ケネス・J・アロー『社会的選択と個人的評価』長名寛明訳、日本経済新聞社、1977年、参照。また、佐伯胖『「きめ方」の論理』「II 民主的決定は存在するか——アロウの『一般可能性定理』をめぐって——」は、分かりやすい解説である。
- 5) A. Sen, "The Impossibility of a Paretian Liberal" in: *Choice, Welfare and Measurement*, Oxford, 1982. 邦訳「パレート派リベラルの不可能性」『合理的な愚か者』大庭健・川本隆史訳、勁草書房、1989年、所収。なお、佐伯胖『「きめ方」の論理』「IV 個人の自由と社会の決定——自由主義のパラドックスをめぐって——」は、リベラル・パラドックスとその解決についての分かりやすい解説である。
- 6) A. Sen, "Liberty, Unanimity and Rights" in: *ibid.* 邦訳「自由・全員一致・権利」前掲『合理的な愚か者』所収。引用では原書と邦訳のページを記す。ただし、センからの引用では訳文は適宜、変更している。
- 7) A. Sen, "Rational fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory" in: *ibid.* 邦訳は前掲『合理的な愚か者』所収。引用では、原書と邦訳のページを記す。
- 8) A. Sen, "Choice, Ordering and Morality" in: *ibid.* 邦訳「選択・順序・道徳性」前掲『合理的な愚か者』所収、による。
- 9) A. Sen, "Rational fools" in: *op.cit.* 前掲「合理的な愚か者」。引用では原書と邦訳のページを記す。
- 10) A. Sen, "Equality of What?" in: *ibid.* 邦訳「何の平等か?」前掲『合理的な愚か者』所収、引用では原書と邦訳のページを記す。
- 11) A. Sen, *Commodities and Capability*, Oxford, 1985, p.28. 邦訳『福祉の経済学』鈴木興太郎訳、岩波書店、1988、44-45ページ。
- 12) A. Sen, *Inequality Reexamined*, Oxford, 1992. 邦訳『不平等の再検討』池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、岩波書店、1999年、引用では原書と邦訳のページを記す。
- 13) 鈴木興太郎「センの潜在能力アプローチと福祉国家システムの構想」塩野谷祐一ほか編『福祉の公共哲学』東京大学出版会、2004年、95ページ。
- 14) 牧野広義『自由のパラドックスと弁証法』青木書店、2001年、209ページ。
- 15) A. Sen, "Individual Freedom as a Social Commitment" in: *The New York Review of Books*, June 14 pp.49-54. 邦訳「社会的コミットメントとしての個人の自由」川本隆史訳『みすず』

Nov. 2006

自由・平等とケイパビリティ

1991年1月号。引用では原書と邦訳のページを記す。なお、この論文の来歴や意義については邦訳の「訳者あとがき」に有益な解説がある。

- 16) バーリンの自由論についての私見は、前掲、牧野広義『自由のパラドックスと弁証法』「第6章 消極的自由と積極的自由——バーリン」, 参照。

- 17) 「エイジェンシーとしての自由」については、前掲『不平等の再検討』第四章「自由, エイジェンシーおよび福祉」など, 参照。

(2006年5月8日受付)
(2006年8月8日掲載決定)